

第三十回国会 衆議院 外務委員会 會議録 第九号

昭和三十三年十月二十七日(月曜日)

午前十時二十四分開議

出席委員

委員長 櫻内 義雄君

理事岩本 信行君 理事宇都宮徳馬君

理事佐々木盛雄君 理事床次 徳二君

理事松本 七郎君

菊池 義郎君 北澤 直吉君

小林 精治君 中曾根康弘君

松田竹千代君 田中 稔男君

帆足 計君 森島 守人君

八百板 正君

出席國務大臣 藤山愛一郎君

外務大臣 三木 武夫君

出席政府委員

総理府技官 佐々木義武君

(科学技術庁原子力局長)

外務事務官 板垣 修君

(アジア局長)

外務事務官 森 治樹君

(アメリカ局長)

外務事務官 牛場 信彦君

(経済局長)

外務事務官 高橋 通敏君

(条約局長)

委員外の出席者 佐藤 敏人君

専門 員

十月二十四日

委員松山義雄君辞任につき、その補

欠として平塚常次郎君が議長の名

で委員に選任された。

十月二十五日

原水爆実験及び核武装禁止に関する

第一類第四号 外務委員会會議録第九号

昭和三十三年十月二十七日

請願外二件(栗原俊夫君外二名紹介)の審査を本委員会に付託された。(第一〇八四号)

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第三号)

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第四号)

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第五号)

国際情勢等に関する件

櫻内委員長 これより會議を開きます。

参考人招致の件についてお諮りいたします。日韓漁業問題について参考人を招致し、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

櫻内委員長 御異議なければ、さよう決しました。

なお参考人の人選につきましては、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

櫻内委員長 御異議なければ、さよう決しました。

午後二時三十分まで休憩いたしました。

午後十時二十五分休憩

午後二時三十分再開

櫻内委員長 休憩前に引き続き、會議を開きます。

国際情勢等に関する件、調査を進めます。質疑の通告がありますので、順次これを許します。菊池義郎君。

菊池委員 外務大臣にお尋ねいたしますが、沖縄、小笠原、硫黄島、大島、南鳥島、こういところを安保条約の防衛範囲に入れますと、米國と相互防衛条約を結んでおられます韓国、台湾、フィリピン等と他國との紛争に巻き込まれるおそれがあるという意見で、これを入れていか悪いか危惧されているのでございますが、それは条約のきめ方によりまして、この危険を免れることは容易にできると私は思うのでございます。すなわちこれらの韓国、台湾、フィリピン等の紛争には介入しないことにして、日本は単に日米兩國の敵に対してのみ共同防衛の義務があるということに限定して条約を結びますれば、この危険を避けることができると思っております。この点について大臣の御見解をお聞かせいたします。

藤山國務大臣 安保条約改正問題は重要な問題でありますし、ことに適用地域の問題は重要でありますので、皆さんの各方面の意見を伺っておるわけでありまして、われわれとしてはできるだけ皆さんの御意見をもとにやっております。こう存じております。今ここで秋が適用地域の範囲をどうするかというのを申し上げるのは交渉前でありまして申し上げかねると思っております。

菊池委員 その入れる入れないは別個の問題といたしまして、そういうことにすればこの危険をのがれることはできるんじゃないかという私の意見に対して、外務当局の御見解、つまり法理上の解釈についての御見解を条約局長にお尋ねいたしたいと思っております。日米兩國の敵に対してのみ、日本は沖縄、小笠原等において共同防衛の義務を負うということに限定して条約を結んだらば、韓国、フィリピン、台湾等に関する紛争を避けることができるか、どう思いますが、いかがでありますか。

高橋(通)政府委員 ただいま御指摘の点でございますが、日米兩國の敵だけに限定してというお話でございますが、やはりちよつと具体的な条件を頭に描いてからでないかと、それだけのあまり簡単な一つの原則だけではちよつと申しかねると思っております。

菊池委員 これは至つて簡単な、何人も理解できることでございます。つまり日米兩國の敵以外の敵とは戦わな

いということに限定して条約を結べ

ば、この日米以外のフィリピン、台湾、韓国等の紛争に巻き込まれる心配はないと思つて、いかがでありますか、これをお伺いいたします。簡単なこと

です。

藤山國務大臣 条約を締結いたしました場合に、いろいろな条約上制限を設けるということは可能かと存じます。

ただいま御指摘のような点で、たとえば菊池さんの言われることをさて条約上に表わして参るといふことになりま

すと、これはいろいろな關係を考慮して参らなければならぬわけでありまして、単純に敵というだけの表現でいいのかわりかかわりませぬし、そこいらの点は相当慎重に考究してみないと、お話のような簡単な字句だけではどうなりますか、即座に私としてもお答えしにくいことだと思つてお

か。

高橋(通)政府委員 もし簡単に日米兩國が、これはほんとうに仮定の問題でございませうけれども、直接に武力攻撃を受けたときだけに限定すれば、それはいろいろのやり方があると思つて、それによつて引き起されるところのいろいろの一つの問題を限定するといふことは可能かと思つております。

菊池委員 国民感情といたしまして、沖縄島民、小笠原島民は日本の国籍に入つておる日本の国民でありますし、またこれらの島々について日本は潜在主権も持つておるのでありますか

ら、これはどうしても共同の防衛地域に入れて、そしてこれらの島々の国民を激励し、鞭撻し、そしてまた一方においては、米国に対して双務条約を取りつけるためにもなければならぬ措置であると思つておられますが、この点について御見解をお伺いしたいと思います。

○藤山國務大臣 ただいま申し上げましたように、条約上いろいろな問題について、いろいろな制限を置くという事は可能と思つていますが、その制限の置き方、それから置いてもおお生ずべきいろいろな事実という問題もあるわけでありまして、これらについてはいさし少しく細心に研究をしてみせんと、それだけでは今御答弁いたしかねると申した以上は御返事はできないと思つておられます。菊池さんの言われるように潜在主権もあり、あるいは日本の国民であるからという心持は、われわれも十分了承はいたしておりますけれども、さて条約上これをどう扱うかということにつきましては、非常に大きな問題でありますので、今きめて御答弁申し上げることはできません。

○菊池委員 われわれといたしましては、これを防衛圏に入れるという考えでもって御努力を願いたいと思つておられます。日本の国民一人として、この沖繩、小笠原の同胞を見殺しにしたくないという気持は一ぱいありますし、これは与党といたしまして、また社会党の諸君としても、沖繩の問題については非常な関心を持って尽力しておられるのであります。これまでのいきさつからも社会党は反対できない、ということはおもしろい賛成を意味するものであると思つておられます。

○藤山國務大臣 条件は違ひませんが、（「ノーノー」）条件は違ひませんが、そのおつもりで交渉を願いたいと思つておられます。それからこの条文の中には沖繩、小笠原を防衛区域として明記しなくても、日本はこの島々の潜在主権を持ち、その住民は日本の国民でありますから、当然に防衛の義務が生じてくるものと解釈しなければならぬと思つておられますが、これについてどなたでもおつておられますから御答弁願いたいと思つておられます。

○藤山國務大臣 ただいま沖繩の施政権というものはアメリカ側が行使しているわけでありまして、潜在主権は持つておられますけれども、施政権の行使権というものはアメリカが持つておられます。その前提のもとに立つて問題を考へて参らなければならぬ、こう考へておられます。

○菊池委員 そうしますと潜在主権があつても防衛の義務はないということでありまして、条約局長の御意見を伺いたい。

○高橋（通）政府委員 ただいまの点でございますが、御承知の通り潜在的な主権をわれわれは持つておられますが、統治権は米国側が平和条約第三条によつて持つておられるわけでありまして、従つて平和条約第三条から申しますれば、防衛する権利とか義務とかという問題でなくて、そこには含まれた地域である、こういうふうにならなければ考へておられます。ただ自衛権の場合は別でございます。

○菊池委員 沖繩、小笠原を防衛区域に入れるということは米国も希望しているといわれておられます。日本がこの

際もしこれらの地域を防衛区域に入れて差しつかえないと考へるならば、その折衝に當つて、これの代償として施政権の返還について、もっと突っ込んで米国の譲歩を要求すべきであると思つておられます。もし政府が国民の世論に従つてこれらの地域、これらの島々を防衛区域に入れると腹がきまつたならば、そのときにおいてこの施政権の返還を米国に要求すべきであると思つておられますが、いかがでしょうか。

○藤山國務大臣 施政権の返還は今日まで日本の国民の願望でありまして、われわれ政府としてもアメリカ側に対して常に要望をいたしておるところであります。現在の安保条約と施政権の問題、返還の問題等とが必ずしも一致はいたさぬ場合もあろうかと思つておられます。しかしながら今のようなお説がありまして、十分われわれとして拝聴いたしておきます。

○菊池委員 沖繩というのは米軍の重要な軍事基地でありまして、これを強化することは、日本の防衛のためにも絶対に必要であると思つておられます。それで世界の軍事専門家では、沖繩にも核兵器が入つておるといふことは常識になつておられます。ソ連や中共といったにしても、もちろん核兵器が入つておるものも考へておられるのであります。われわれもそういうふうにお考へておられます。また核兵器がなければ、とうてい共産圏に対してはらみをかきかせることもできない。向うは断然と持つておる。核兵器がないような沖繩の軍隊であるならば、これは無用の長物で、全くかかしのようなものであるといわなければならぬ。それで沖繩に

すでに核兵器がある——あるなしは別といたしまして、近代の装備というものは、もうグラマンでもなければロケットでもなく、核兵器が最も近代的な兵器として認められ、原水爆以外の核兵器、そうでない核兵器があるのであります。でありますからして、日本の防衛のために、また日本が共産圏に対してはらみをかきかすために、核兵器というものは、もちろんこれを入れることを黙認すべきであると思つておられます。相手方にあつてこちらにないといふことはおかしいこと、百万や二百万くらいは自衛隊を持つてみたつて、鎧袖一触でほろろすることができるとありましよう。核兵器があつて、初めて起るべき局地戦争すら未然に防ぐことができる。世界大戦なんというものは、原水爆がある今日において起り得るはずがない。絶対大戦はないというふうにならなければ考へておられますが、局地戦争はなしと限らないのであります。局地戦争を未然に防ぐために、日本に核兵器を入れるといふことは必要であらうと思つておられますが、この条約の中に核兵器持ち込みを拒むといふ点については考へてみると、この条約の中には、これはもう時代錯誤であると思つておられます。従いまして、この核兵器持ち込みに対しては、何らの条文も条項も設けない方がよろしいと思つておられますが、こういう点についてどうお考へになりますか。明記した方がよいと思つておられますか。

○藤山國務大臣 総理は議会で、日本

は核兵器をもつて武装しない、また核兵器の持ち込みを拒否する、こういうことを言つておられるのであります。私ももとしましては、条約上明記する、しないにかかわらず、その方針のもとにやつていくつもりでございます。

○菊池委員 そうすると、条約には拒むといふことを明記するつもりでございますか。

○藤山國務大臣 条約の上でどうするかという問題につきましては、むろん今後の交渉の点でありますから、今何とも申し上げられません。

○菊池委員 今までの世界の軍事同盟条約を見ましても、使用兵器を条約の中に明記した条約は、何一つ、絶対ないのです。これはむしろこつぱいであると思つておられますが、どういふ点についてどうお考へになりますか。

○藤山國務大臣 日本の立場から安保条約の交渉をいたしておられるわけでありまして、私は総理の言われまふ方針に従つてやるつもりであります。

○菊池委員 それでは米軍機が日本に核兵器を持ち込む——原爆のごときは、もうマッチ箱の何倍か、非常に小さなものであります。持ち込めば幾らでも持ち込むことができると思つておられます。一たん事あるときには、これをどうして探知することができるか。これについてどなたでもおつておられますから、お答を願いたい。

○藤山國務大臣 日米友好関係の上から見まして、アメリカが日本の好ましいことを秘密にやろうとは思いませんし、またアメリカはそういうような態度をもつて日本に対しては、思つておられません。

○菊池委員 それから自衛隊の海外派遣の問題であります。日本の憲法は自衛権を肯定しておりません。自衛権を肯定してあります。自衛権というものは、退いて、引つ込んで守るばかりが自衛ではなくて、進んで敵の根拠地を突くということも、当然に自衛の範囲に入ると思ふのであります。この点についてどうお考えですか。

○藤山國務大臣 日本が侵略されしときに日本を守るということが自衛であります。むろん私は軍事専門家でございますから、自衛というものがどの程度に行われなければならないかという、細部にわたつてはあれでありませけれども、しかし自衛そのものの本質から考えますれば、攻めてきたときに守るといふことが自衛の本質であるかと考えております。

○菊池委員 そうすると日清、日露の役に日本が海外に出兵した、これは自衛のためであるか、侵略のためであるか、どうお考えになりますか。どなたでもお考えになりますか。

○藤山國務大臣 日清、日露の役のときには私は子供でありまして、果してあの戦争が自衛であるか侵略であるか、存じておりませんが、今その定義を下すことは非常にむずかしいと思ふので、お許しを願いたいと思ひます。

○菊池委員 そうしますと、私は海外派兵を否認したような条文を作ると、困連に対しては願ひがけできないと思ふのです。いつであつたか、日本の自衛隊をレパノンの國連監視団に加えるということすらも拒んでおる。こういうことなども日本の信義を失墜するのではないかと考えておるのであります。あのときは実に意外に感じしたので

ございませぬ。困連の一員といたしましても、しかも理事國の一つといたしまして、この海外派兵を拒むということ、世界に対して義理が立たぬと思ひます。憲法が許さないという意見もありませんけれども、この前のように、たとえば監視団に加えるというよりなことは——戦争のためでなく、平和の目的のために、戦争を未然に防ぐ目的のために、自衛隊を海外に派遣するなどということは当然であると思ふのであります。いかがですか。

○藤山國務大臣 海外派兵というものは、憲法違反だと存じております。ただ、御承知のように困連等の機関におきまして、しかも武装をいたしません。サーピスをするというふうなことが等が、今後あり得る場合があると思ひのであります。そういう問題については、いわゆる海外派兵という概念に必ずしも当たらないのではないかと思ふのであります。今後のそうした困連の監視隊その他の編成方針等を聞いてみませんければ、困連だから一律に出せるというわけでもないかと考えております。

○菊池委員 もし將來憲法が改正されて、日本が軍備を持つことができるといふことにもなれば——私は再軍備なんてちつとも興味がありません。百万、二百万の軍隊を持つても、そんなものは何の役に立つとは思ひませぬ。むしろ私は原水爆に非常な興味を持つておる。憲法が改められた場合には、日米安保条約もまたこれを改定せんければならぬといふことになるであらうと思ひのであります。そう思ひになりませぬか。

○藤山國務大臣 私は現在の憲法の範囲内において交渉を担当いたしておるわけでありませぬ。將來起るべきいろいろな法制上の変化を予想して交渉を担当いたしておるわけではないのであります。その意味においても、現在憲法の範囲内においてできることを交渉でやつて参りたい、こう考えております。

○菊池委員 安保条約の期限はあつた方がいとお考えですか。ない方がいとお考えになりますか。いかがでございますか。

○藤山國務大臣 条約に期限をつけるということは、私は適當なことではないかと思つておるわけでありませぬ。それらのつけ方等につきましては今何とも申し上げられませぬ。

○菊池委員 軍事基地の問題であります。NATOの条約機構では軍隊駐留の条項はないので、英国もフランスも別個に軍隊駐留に関する協定を結んで、米國に軍事基地を提供しておるのであります。日本はやはり安保条約の中にこれを織り込むつもりでございますか。別個に協定を作るつもりでございますか。いかがでありますか。

○藤山國務大臣 その点については今申し上げる範圍でないと思ひます。

○菊池委員 日ソの貿易について北村さんが明らかな情報を送つておられます。片道五千万ドルというふうなことであります。外務省の見通しはどんなものでありますか。

○牛場政府委員 北村團長の御報告のうちにもございませぬ。ソビエトは依然として大ワグにおける貿易の均衡を重大視しているわけでございます。そういたしますと、日本側の輸入

能力によつて日本の輸出が制限されるというところになりました。今までのところの状況から申しますれば、やはり五千万ドルはちよつと無理じゃないかと思つております。二千万ドル、三千万ドルというふうなところが、よほど努力をしても行き得る程度ではないかと思ひます。

○菊池委員 日ソの文化協定の問題でございませぬが、どういふ形で締結せられるおつもりでありますか。今までの間であります。十一カ國はあの通りの國で問題はないのであります。ソ連という國はちよつとお客様の質が違つておるので、今までの十一カ國と同じような形では心配だと思ひます。どういふ構想を持つておられるのでございませぬか。

○藤山國務大臣 日ソ文化協定については今後交渉をして参るわけでございますが、ただ今まで日本が各國と結びました文化協定の型もございませぬ。従いましてそうした型に依つてわれわれの段階では申し上げたいと思ひます。

○菊池委員 今までの國々と違つて、ソ連の結ばんとする日ソ文化協定は日本に対するねらいどころが違つております。それからまた羅貫の点においては日本はとつていふ太刀打ちができぬのであります。こゝろの点について十分御考慮を願ひたい。これを要望として申し上げておきます。

それから米ソ兩陣営でもつて盛んに核実験を行なつておられますが、今度困連を通じてどういふ手を打たれるつもりでございますか。お考えを承わりたいと思ひます。

月から始まりました核実験の探知の専門委員会におきまして一つの結論が出たわけでありませぬ。その結論に従つて十月三十一日からジュネーブにおきましてこの問題を取り上げます會議が開かれることになつております。われわれとしては、この委員会が最終的な決定を見るような段階に至りますことを希望いたしておるわけでありませぬ。困連等におきましては全員がジュネーブの會議の成功を私は祈るべきだ、こう考えておるわけでありませぬ。

従いましてそれらの前にいろいろな論議が尽されることがかえつてその會議を困難に陥れるのではないかと、こゝろも考えられるわけでありませぬ。そうした立場に立ちまして現在困連におきます日本の代表團としては、できるだけ満場一致でもつてジュネーブ會議の成功を期待し得るような決議ができれば、これが一番適當なことではないかと、こゝろに考えて努力をいたしておるわけでございます。

○櫻内委員長 帆足計君。

○帆足委員 きよりの毎日新聞を見ますと、安保条約改定の問題はよほど進行して、もう残された問題はわずかであるといふふうになりまして大いに驚きました。今日警察官の力を加える法案が国民注視の的になつておりますが、これはわれわれのからだに触れる問題ですから、国民は非常に心配して審議を見守つておられます。安保条約の問題は祖国の命運に関する問題でありますから、十分な審議が必要であると思ひのでございませぬ。国民はこの問題がどういふ方向に進んでおるか、もつと詳細に、もつと具体的に政府の態

度をただし、交渉の経過を知る権利があると思つておられます。次の国会のときにはすでに条約が締結されて批准の段階において審議したのでは、これはもうわれわれとしては追悼の辞を述べざるほどのことでありまして、どうしても本国会において政府の意向をただし、国民の要望を十分政府に伝える必要があると思つておられます。私はこの際外務大臣に政府の取るべきおまな方向と考へただけでももつと率直に、もつと具体的に示していただきたいと思つておられます。もしそれに応じないと思つておられるならば、われわれ議事進行上においても重大な決意をせねばならぬと寄り寄り話し合つておるような次第でありますから、一つ具体的にできるだけ率直に政府の方向だけでも示していただきたいと思つておられます。外務大臣のお心持を伺いたいと思つておられます。

○藤山國務大臣 帆足委員が驚かれたと同じように私もけさの毎日の記事を見まして驚いたのであります。ああいうようにたゞいま進行いたしておられません。先般第一回にマッカーサー大使と私が会いましたときには、御承知の通りこの会談を始めます代表団が構成されておられませんので、私とマッカーサー大使及び外務省のそれを担当する者が一応顔合せ的に集まつたわけでありまして、儀式的であつたと言つて差しつかえございません。その際ワシントンにおきますダレス長官との会談の内容をレビューいたしましたのであります。その後マッカーサー大使が御承知のようにかぜを引いて一週間ほど寝ておられました。従つてその後の会合というものはなかつたわけでありまして、先週に私がマッカーサー大使と会いま

して、そうして所要の問題点と考へられる点をあげまして、こうした問題の一つずつ片づけていこうじゃないかという話を話したわけでありまして、その後なお事務的には若干の連絡をさしておられますけれども、私どもとしてまだきょう出ましたような進行方向ではないのであります。その点は御了承を願ひたいと思つておられます。

○帆足委員 それを伺ひまして私安心いたしました。それでは逐次お尋ねいたしますから、できるだけ誠意を持つて具体的に御答へ願ひたいのであります。安保条約の改定の問題は、日本の安全保障につきまして、その立地条件や兵器の進歩の速度なども考へまして、基本的にはまず日本の安全に対する軍事的、政治的、経済的、各般からの基本戦略に基いて検討するべきものであると思つておられます。今日内閣委員会また決算委員会などで論議してあります。オロッキードかグラマンかなどという論争を拝見いたしますと、ちよんまげの大小を論じているような思ひがあらまして、そういうことよりも、基本的な国防計画について政府はどういうふうな考へ、それと来たるべき条約改定の問題との関係について、まず検討されたことがあられるかどうか、それを伺ひたいと思つておられます。

○藤山國務大臣 安保条約の問題について、御承知のように私はこの問題を、第二次岸内閣ができてから、外務大臣に就任して日米間の関係を調節する上の一基本線でもありまして、またその基本的な線をわれわれとしてはいろいろ話し合つてこなければならぬということでも向うに出かけたわけでありまして、従つて私としては、たびた

び申し上げておられますように、過去一年間いろいろな論争を通じて、私の知つております限りの安保条約のいろいろな問題点についてダレス長官と話し合つたわけでありまして、従ひまして、そういう立場で参りまして、ダレス長官としては七年前と情勢が違つたのだから、一つこの問題については取り上げようということになつたわけでありまして、従つて国防の計画その他諸般の問題に関連しては、これはもちろんでありまして、そうした意味において政府が御意それらの問題をたゞいまそれぞれ立場におきましてお考へになりつつある段階だと私は思つておられます。

○帆足委員 それならば、私どもはいずれ理事会で相談いたしました。日本の基本的国防計画についてもう少し詳細に何つてからでないかこの条約について基本的要望や批判は困難であろうと思つておられます。そのことにつきましては質問を留保しておきますが、まず常識で考へまして、今日のジェット機とミサイル、原水爆の時代、空中戦と、潜水艦が大きな意義を持つております時代、日本の立地条件とアメリカの立地条件を考へて見ますと、アメリカが日本を軍事的に利用しようとするゆゑのもの、日本を前線基地として使ひ、時としては犠牲基地として使ひ、また部分的には補給基地として使ひ、戦術というものはきわめてドライなものでありまして、こういう言い方をした方が率直と思つておられますが、アメリカが日本を前線基地として使おうとしておるといふことについて、外務大臣はどのようにお考へでしょうか。

○藤山國務大臣 安保条約が、日本を

他国からの侵略から防衛するために、日本が自衛隊を持つておられますときにできたことは御承知の通りと思つておられます。今日日本がある程度の自衛隊を持ちまして、防衛することのできる段階に次第になつておるといふことも、これまた事実でありまして、そういう意味においてわれわれとしては現在の実情の上で立つて、この安保条約といふものが、七年前に自衛隊が存在しなかつたときの状況とは違つておられるのである。従つて、その違つておられるものにはこれを改定する必要があるのではないかとお考へを私どもは考へておられます。むろん兵器の進歩その他によりまして、日本が防衛上どういふ役割をするかというやうな問題については、軍事上の問題であり、あるいは戦術上の問題でもあらうかと思つておられます。私が今軽々に私のお乏しい軍事知識をもつて申し上げることは、誤解を招いてもいけないと思つておられます。やめたいと思つておられます。

○帆足委員 時間が限られておられますので、要点を簡潔にお答へ願ひれば幸いでありまして、私は、日本が地理的に、戦略的に前線基地、犠牲基地の役割を帯びているのではないかと、それならばこの問題はもう少し戦略的に再検討を要するのではないかとお考へを申し上げたので、それについての確かな御意見が承られたいことは残念です。同時に最近の戦略の極致といふものは、血も涙もない。戦略の極致はヒリゾムとドライの極致であるといわれておられるらしいです。そういう観点から前線基地に対する今の世界の戦略家の定義は、前線基地とは海綿が水を吸収することく原水爆その他の攻撃を一

手に吸収する場所、こゝろいわれているわけですから、これは今日世界の常識です。それゆゑにあの小さなアイルランドですか、ああいう国も基地になることを心配し、スエーデンは基地を断わり、そしてインドが警告しているゆゑんものも私は同じことであらうと思つておられます。一体基地といふものは、やまれば、それは敵の攻撃を、海綿が水を吸収することく吸収する場所である。この重大な観点に対して日本の立地情勢から申しまして、まさにそのような危険性を内包しているといふことに対して、外務大臣は、そういう危険性が無いとお考へですか、あるとお考へですか。

○藤山國務大臣 今日のような科学兵器の進歩が見られて参りますと、戦術なり戦略なりがそれぞれどんどん變つてきつたところではないかと思つておられます。私どももしるうとして軍事上のいろいろなことを予測することは困難であります。たとえはソ連とアメリカとがもし戦争をするというやうなときには、ニューヨークとモスクワがすぐ目的になるというやうなことも今の段階では考へられないとは言えないのではないかと思つておられます。私どもは実はそういう知識が非常に少ないものでありますから、あまり詳しいことを申し上げますとかえつて間違ふといけません。……

○帆足委員 アメリカの新聞雑誌などを見ますと、基地に対してそういう海綿の役割をさせる。それによつてアメリカ本土への爆撃の負担を小さくするといふことをすべての戦略雑誌は書いておられますので、われわれは外務大臣に注意を促すゆゑんであります。

○藤山國務大臣

○藤山國務大臣

今度の安保条約の改正にアメリカから防衛義務があるというところを入れる意思がある、こういうふうに入れたら、えられておられますが、そういう文章を入れたいという意思が、ありやうか。

○藤山国務大臣 たいだいま申し上げましたように、条約の問題についてはお互いに問題点を洗って、それらについてこれから専門的に検討を進めていくという段階にありますので、アメリカが今お話しのようなことを持ち出して、という段階ではまだございせん。

○帆足委員 防衛義務というところをかりにうたいましたも、これについては日英同盟のような場合と違つて、立地条件の宿命というものを考えれば、日本がサンサルバドル島かせてメキシコのような地位にあるならば、そういうことも言えるけれども、戦略的に見ればだれが見ても前線基地、犠牲基地です。従いまして、そういう文章を入れたところで、何にもならぬことであつて、歴史上に大國が自己の前線にある、しかも五千キロも離れている前方にある基地を軍事同盟を結んだときに最後までそれを守つたという歴史がある、でしょうか。日滿議定書にこの条約は非常によく似ている。特に立地条件からよく似ているといわれておりますが、私はその通りだと思ふ。外務大臣は、歴史にこういふ立地条件の軍事同盟を結んで、最後までうしろの方にいる國が前にいる國を守つたという歴史を御存じでしょうか。

○藤山国務大臣 私は不幸にして歴史に詳しくございせんので、今の御質問に対して適當なお答えをいたしかねると思ひます。

○帆足委員 外務大臣の教養をもつてしてもまたエンサイクロペディアを繰つてみても、そういう例はないと私は思ふ。従いまして防衛義務などというものを入れても、空論でありまして、むしろアメリカ軍が撤退するときは、これを敵に渡さないために橋梁、港湾ごとごとく破壊し去るというの、予想されることであらうと思ひます。そういうことを知つておいて、保守政としてまたいろいろお考えになるならば、祖國に対する責任感の欠除であるばかりでなく、罪惡と言わなければならぬ。外務大臣は戦略を御存じないと言つて謙遜されますけれども、戦術といふものは、昔の陸軍士官学校を出たやからの考へるべきことではなくて、外務大臣のように良識ある方が、率直に良識で祖國のことを憂へるのが戦術だと思ふのです。従いまして、むしろ、そういう意味で、端々に安全という意味であるならば、私は基地を置くよりも、日本にアメリカの上院議員の奥さんたち、それもばあではいたし方がありませんから、なるべくかわいらしい奥さんを四、五十名、立川に駐在させておく、ということの方が安全保障になりはしないか。アメリカの上院議員の奥さん方を、きれいな方々を東京に駐在してもらい、それが保守政の皆さん方の安全保障なら、われわれの家族は全部カリフォルニアに疎開する、そういうことをお考えになつたことがあるかどうか、ちよつとお尋ねしておきます。

○藤山国務大臣 私も政治をやつております以上、いろいろな広範な意味において御指摘のような常識的な判断を

いたさなければならぬわけでありませぬ。ただいまお話のありましたような計画を考えたことはございせん。

○帆足委員 これは徳川幕府でも参勤交代といふことを考へましてやつた例もありませぬが、私は、そういうことを多量に、少くもアモアを交えて申しますのは、これほどまでに風刺的に言わなければならぬ方が、おるから、またアメリカの諸君にも良心があれば、私は、まじめに考へてもらいたい。われわれは満州國でもありません、われわれは韓國でも台湾でもありません、三千年の伝統を持つておる獨立の民族です。ただアメリカの前線基地、犠牲基地になるような戦術体制は、まづ、ごめん、だと日本の國會議員が言つておられることを、アメリカの市民諸君にも知つていただきたいから申すわけでございます。十一月の選挙で民主党が優勢になると予想されておられますが、他國の内政のごとで申したくありませんけれども、政治情勢の推移などについては、多少お考えに、なつて、この交渉は、ゆつくりやつた方がよからうと思つておられます。同時にまた二、三年後には中距離ミサイルが大量生産され、長距離のミサイルも東京など飛ばして、やりたければモスクワとワシントンが直接におやりになるといふ時代が、そしてその時代のゆえんにおそらく万国平和會議にさらに急速に近づいておられるといふことも予想されるわけですから、そういう歴史の摂理といふものを考へられて、あまりおあせりにならずに、平和の道は、そら遠くないわけでありませぬから、私

ではないかと思ひますが、逆に今日大きな問題なのは、どうも私どもの意思に反してアメリカが無理なことをして、われわれの意見と違つて、アメリカがわれわれの國民の意思を、じゆうりんして、すなわちアメリカが日本を侵略した場合にどういふふうにおおきかたに防衛なさるお考えを、しようか。これを、ちよつとお伺いをして、おきたいと思ひます。

○藤山国務大臣 少くも安保条約を改正するといふ段階におきまして、アメリカが日本を侵略するといふことは考へられないと思ひます。

○帆足委員 私は今日無責任なる軍國主義が横行して、おると思ひますけれども、レバノンの例を見ましても、アメリカは油断ならぬ國だと思ひます。歴史の進化の段階において、神のごときといふものはないでしよう。そして、かつての英鬼、米鬼と言つたアメリカが、わが國を武装解除して、占領して、占領政策のあとに、こういふ奇形な状況を生んで、われわれの思ひ通りにならぬことが、あるではありませぬか。われわれが要求して、アメリカが聞かなければ、われわれはアメリカに対して、強力なる抗議を申し込まなければならぬ。そのときに、アメリカが無理なことを言うときに、一体アメリカに対してのみは、ガンジーの教へに従つて、こういふわけですか。日本の自衛隊は、そのときどうしますか。

○藤山国務大臣 私はアメリカが現在の段階において日本を侵略するとは考へておりませぬ。従つて帆足委員の言われるような問題を考へる必要はないと思ひます。その考へ方のも、とおるわけでございます。

○帆足委員 アメリカと日本との間に重大なる利害と意見の相違があるといふことは、予想し得ないのですか。日本は台湾や韓國のように、楯おけの中に、入つて、アメリカのブドウ糖によつて、氣息えんえんとして、居るにございせん。獨立の人格として、夫婦の間になつて、意見の相違はある、ましてやアメリカと日本とは、人種も違ひ、目の色も、もの考へ方も、全く違ひ、そして、かつて戦つた國です。従いまして、重大なる意見の衝突の起り得るといふ可能性はあると思ひますけれども、それすら否定なさるの、かどうか、外務大臣にお伺いします。

○藤山国務大臣 私は日米間が緊密に手をつないで参りますことが、日本の政治、経済、社会あらゆる面からいまして、発展の一番必要なことだと存じておられます。むしろアメリカと日本と意見の相違が全然ないといふことを、私は申し上げませぬけれども、それらの場合には十分お互いに話し合つていくのでありまして、夫婦の間で最後の離縁話までいくといふ前に、いろいろな話し合いもありませぬ。しかし、離縁話にいくといふことは、おそろしく大きな問題だと思ひます。従いまして、そういうことを現状において、予想して何か対策を立てなければならぬといふうには、私考えておりませぬ。

○帆足委員 いつアメリカと結婚されたか、私は記憶いたしません。結婚式に列席した覚えもありません。アメリカから暴行を受けたことは知つておりますけれども、結婚したことは、不肖社會党は存じませぬ。しかしこれは警告の

と考へておられます。その考へ方のも、とおるわけでございます。

意味で申し上げたことですから、いよいよ本論に入ります。今残っております問題は、防衛地域と防衛条件、それに関連して沖繩の問題をどうするかというところがきわめて切実な問題になっておると報道機関は伝えております。

そこできわめて具体的に一つ一つお尋ねしたいのですが、共同防衛発動の条件というものは、一体どういふふうにお考えになっておられますか。これまでの安保条約におきましては、この点きわめてあいまいでありまして、極東における平和と安全に寄与するためというふうな言葉が書かれていたと思えますけれども、そういう抽象的なことになるのか、または日本国土の安全のために、具体的に言えば日本国土に武力攻撃を受けたときに発動する、こういうことになるのでしょうか、そこを一つ明確に御教示願いたい。

○藤山國務大臣 御承知のように安保条約が非常にばく然としていて、ある意味から言えば帆足委員の言われますように無限大の解釈もできるということとありますが、われわれとしてはそれに何らかの形でワクをはめていきたいということなのであります。そのワクの大きさなり内容なりについては交渉最中でありまして申し上げかねると思えます。

○帆足委員 むしろ原則的なことをお伺いしたいのですが、私どもにもちよつと理解しがたいので、すなわちアメリカの考えている極東政策において困難が起つたときというのではだれが考へても困ると思えます。従いまして国際連合の規定しておりますように、国際連合が行動するまでの間各国は固有の自衛権を持つておる、この規

定に従いまして日本の国土が侵されたとき、またはアメリカの国土またはアメリカの太平洋における国土が攻撃を受けたとき、こういうことになるのでしようか、あるいはまたは抽象的にアメリカの極東政策に都合が悪いとき、アメリカの極東政策から見れば極東における平和と安全が保たれないときというふうな理解しているのでしょうか。それとも日本及びアメリカの国土が攻撃を受けたとき、こういうふうな理解されておるのでしようか、その考え方を伺いたい。

○藤山國務大臣 日本の条約に規定されました範囲内の国土が侵されたときは、当然自衛権を発動することだと思えます。

○帆足委員 まことに具体的な御答弁でありまして、政府のお気持がよくわかるのですが、同時にアメリカの国土が侵されたときにも、今度は日本側がそれに援助態勢、共同責任をとる、こういうことになるわけでしょうか。

○藤山國務大臣 条約につきましてはこれからやつて参りますので、私どもとして内容については今日申し上げかねます。

○帆足委員 日本の国土が直接攻撃を受けたときということならばそれはそれとして、賛否は別として論理はわかるのですが、アメリカの国土が同時に攻撃を受けたときとなると、これは私は深刻な問題があると思つておる。従つてこれは条約の交渉上の小さな問題ではなくて、国としての心がまえの問題です。それは現状ではどうなつておるのか、今後どういふ考えをなさるのかということをお伺いしたいと思います。

○藤山國務大臣 私はただいま安保条

約の改正問題の主管者としてこれに當つておるわけでありまして、各方面の御意見を十分聞きながらまた政府の考えをきめて、そしてこれに進むと思つておる。従いましてそれらのごことにつきまして一々私がここで申し上げるわけにはいかぬと思つておる。

○帆足委員 これについて御答弁を願えないといふことは、委員一同の不満とするところだと私は思つておる。すなわち共同防衛の発動の条件及び発動の地域、しかしお答えにならないとするならば、私どもの方もまた相談いたしまして、また大臣の方もお考え下さいまして、言つて差しつかえない範囲内だけでも次会に一つお漏らし、御回答を願いたいと思つておる。その問題は同時に沖繩の問題に連関するわけであり

ますが、左藤防衛長官は、沖繩に対しては潜在主権を持つておるのであるから、自衛権もまたこれは抽象的自衛権である。そして日本がこれに対して責任を持つてはすなわち主権が返つてからのことであるといふきわめて明快な答弁をしておる。わずか数日前のことです。しかるに新聞の伝えるところによりますと、岸首相並びに外務大臣は大へんよろめかれて、今菊池君からも右側から圧力が加えられつつあつたようですが、これに対して応戦努めておられる態度を拝聴して多少安心しましたけれども、政府全体としてはよろめいておるといふふう聞いて、まことに憂慮にたえないと思つておるのです。沖繩の問題に連関して日本本土全体が沖繩化することをわれわれは心配している。おそらく政府の中で聡明な方々は同じことを心配されておると思つておる。そこでまずお尋ねしたいので

すが、左藤長官は沖繩に核兵器の基地はないといふ言ひを述べられても、現在はどういふことになつておられますか。左藤防衛長官の言われる通りですか。

○藤山國務大臣 私は防衛を担当しておられます左藤長官の言われたことを信用いたしております。

○帆足委員 新聞の伝えるところによりますと、沖繩を防衛地域に入れると施政権が拡大することになるといふことを書いてあります。私は不思議な論理もあるものだと思つて読みました。逆に施政権が日本に戻つてしまふ、基地も日本に戻つてしまつたから、日本国土としてわれわれにさういふ義務があるといふならば一応の論理として理解し得るのであります。沖繩を防衛地域に入れると、それは施政権が拡大したものと解釈される。私はさういふ論理は高等学校の論理学で零点をもらふことは必至だと思つておる。外務大臣はどういふふうにお考えですか。

○藤山國務大臣 帆足委員から零点をもらいたくありませんので、御答弁いたしかねます。

○帆足委員 国会は漫才をやるところではありませんから、一つもう少し明確にお答えを願いたいと思つておる。これは私は例をあげてわかりやすく説明しただけのことであつて、決してあいまいなことを申しておるのではあります。から手形に対して支払い義務を生ずることは、これは不合理じゃないといふことを言つたわけなんです。ましてや基地は今租界同様になつていて立ち入ることのできない。その防衛状況をつまびらかにすることもできません。また憲法は施行されていない。憲法が

施行されていないところにわれわれがそのままで、ただ情においてそこに出兵をするとか、自衛権を発動するといふのならば、明らかに憲法違反になると思つておる。外務大臣はどのようにお考えですか。

○藤山國務大臣 もしかりに沖繩に何らかの影響があるとすれば、それはおそらく施政権の問題がはつきりしてこなければならぬ。それは全体としてであるか、あるいは部分としてであるか、ただいま御質問の趣旨はさういふことだらうと思つておる。さういふ意味において、われわれとしては研究をしなければならぬ問題ではあらうと思つておる。

○帆足委員 ただいまの御答弁ならば、外務大臣の言わんとするところはわかりました。絶対にわれわれ零点をつける意思はありません。完全なから手形ならば支払い義務はないけれども、ない部分に部分的になり全体的になりあるならば、それに相応して考え余地がある、さういふ御答弁であるならば、賛否は別として、それは一つの論理であらうと思つておる。

それからさらに自衛隊派遣のことについてお尋ねしたいのですが、われわれが心配しておりますのは、沖繩が予防戦争の対象になるおそれがある。原爆を投ぜられて蒸発したあとに自衛隊をやつたところで仕方ない、これでです。ですから私は戦略はドライである。苛烈であり、ニヒリズムの極地である。そのことを念頭に置いて、保守

といふ、革新といふ、部屋に戻れば同じ茶の間に話し合う仲間ですから、政党派の利害は第二義とすべき事態であると思つておる。

そこでさらに具体的に御尋ねいたしたいのですが、事前協議という条件が入るといふこと、これは一応論理的でしよ。そうしますと、一般戦略について事前協議をまずしておかねばならぬと思ひますが、そういうお心組みでございませうか。

○藤山國務大臣 いろいろ自衛権を使いますというこの瞬間の場合におきましても、その瞬間が出てくる全体の政治的な問題といふものは、事前に私は協議されるべきものだと考えております。

○帆足委員 その一般的事前協議のあとに、さらに米軍の配置、出動その他の条件について、事前協議をするといふふうに承わっておりますが、事前協議をして議がまとまらなければ拒否権を持つ—拒否権といふ言葉は大ぎやうですけれども、われわれの意見と彼の意見とがまとまらないときには、それは実行に移されたい。それが協議である。いつか古い蔣介石の中国と日本との間で問題がありましたときに、協議といふことは対等の人格のものがやることである。中国語ではそう解するといふことを蔣介石側の外交官が言ったことがあります。私は今にして同じことを思い出しますが、協議といふ以上、それは話がまとまらなければ成立しない、こゝういふことを意味するものでなくてはならぬと思ひますが、そういう拒否権、すなわち拒絶する権利を含んでおると当然解すべきであると思ひますけれども、念のためお尋ねいたします。

○藤山國務大臣 協議でありますから、協議でまとまつたものは実行されたいと思ひますし、まとまらぬものは実行されぬのだと思ひます。

○帆足委員 ただいまの御答弁はまことに満足であります。協議がまとまらぬものは実行に移されたい、核兵器の搬入を許さないといふことについては、岸首相も外務大臣も防衛庁長官も言われております。私は岸内閣でたつた一つ、言うことの中で論理的なのは、この一言だけだと思つて、その一言だけに對しては敬意を表しますが、しかしながら核兵器が日本に入るおそれがあり、また核兵器の基地らしきものがあるといふことになりますると、予防攻撃の危険がそこにあるわけです。予防攻撃の何らかの不安におびえて、両陣営がその予防攻撃の危険を防ぐために、すでに原爆の悲劇を演じた日本民族としては、核兵器の搬入だけはこの国土には許さないといふ大臣のたゞび重なる言明を条約の文章の中に入れておくことが、私は予防攻撃を防ぐための重要な安全保障になると思ひます。と申しますのは、ダレス國務長官が昨年九月のフォーリン・アフェアーズの誌上にこゝういふことを書いています。原爆の恐怖を知るたゞ一つの国家である日本国民は、米軍にしるまたは日本自身にしる、その国土内に原水爆を持つことに激しく反対して、これは理解できることである、しかしアメリカは時と事態の発展が、日本国民のこの態度に変化をもたらしことを期待する、こゝういふまだダレス長官は助平根性か未練を持つておられるわけですね。私はこゝういふやしき未練をなくすために、こゝうして予防攻撃の危険を防ぐために、この点だけは、せつかく国会で明言されておるのであるから、国会で決議するなり、条約に入るなりして確認しておくことが、世

○藤山國務大臣 条約の条文をどう作りますか、今明言いたしかねると思ひますが、総理がたびたび言われております精神をもつて、私としては交渉に當るつもりでおります。

○帆足委員 そうすると、それが条約に入ることを、条約全体に反対のわれわれであるとも、保守政党がそれをなさる以上は、条約に入ることを希望し、それができないならば、何らかの覚書か、またはそのときの談話なり声明の中にいたとか、あるいは国会の決議になるとか、こゝういふことをし、せつかくの外務大臣の御苦勞をもつて強く確認していただくことを、これは民族の命運にかけて、切に希望する次第です。

原兵器を載せた航空母艦や潜水艦が、日本の軍港に寄港し、また補給を受けるというふうなことに對しては、外務大臣はこゝういふふうにお考えですか。もちろんこゝういふことではないと思ひます。こゝういふことを拒絶すると思ひますけれども。

○藤山國務大臣 それらの問題は、すべて今後の交渉の範囲内に入らぬと思ひます。今何とも申し上げかねます。

○帆足委員 この問題は、核兵器搬入を許さぬといふ範疇に入るものと思ひ

界の諸国民の信頼をつなくゆえんであつて、原爆の悲劇を受けた民族が国会で言つておることですから、これを明文に入れろといつて、明文に入れたところで、世界の信用が増加しこそすれ、減るものではないかと思ひます。予防攻撃の危険を防ぐために、核兵器を導入しないといふことを明文化する意思があるがどうかお尋ねします。

○藤山國務大臣 条約の条文をどう作りますか、今明言いたしかねると思ひますが、総理がたびたび言われております精神をもつて、私としては交渉に當るつもりでおります。

○帆足委員 そうすると、それが条約に入ることを、条約全体に反対のわれわれであるとも、保守政党がそれをなさる以上は、条約に入ることを希望し、それができないならば、何らかの覚書か、またはそのときの談話なり声明の中にいたとか、あるいは国会の決議になるとか、こゝういふことをし、せつかくの外務大臣の御苦勞をもつて強く確認していただくことを、これは民族の命運にかけて、切に希望する次第です。

原兵器を載せた航空母艦や潜水艦が、日本の軍港に寄港し、また補給を受けるというふうなことに對しては、外務大臣はこゝういふふうにお考えですか。もちろんこゝういふことではないと思ひます。こゝういふことを拒絶すると思ひますけれども。

○藤山國務大臣 それらの問題は、すべて今後の交渉の範囲内に入らぬと思ひます。今何とも申し上げかねます。

○帆足委員 この問題は、核兵器搬入を許さぬといふ範疇に入るものと思ひ

ますが、外務大臣はこゝうお考えですか。

○藤山國務大臣 アメリカの軍艦が、かりに何らかの形でもって核武装をしていくといふことがあり得るかあり得ないか、これはわからぬわけでありませんが、あり得た場合でも、日本を目的としてこゝないといふのでありますれば、必ずしも日本が核武装をした、あるいは持ち込まれたといふふうには見ないでも差しつかえないのではないかと、こゝう思つております。

○帆足委員 私はこゝういふ質問をしまして、奇妙な答弁をしていただくとしたら、まことに相済みぬことになりまして、重ねて申しておきますが、外務大臣は核兵器の導入をしないと言われま。その核兵器を載せたところの航空母艦や潜水艦が、日本の港に立ち寄り、補給をすることに對しては、こゝうかといふことを申し上げたので、それは当然政府の立場としては、こゝういふことはお断りするといふことではないかと思ひますが、今否定的な答弁をなさるくらいなら、この問題については、検討して次に答えると言つていただく方が、私は民族のためによいのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○藤山國務大臣 先ほど来申し上げておられますように、条約の内容につきましては、私も今後の問題として考へて参るわけでありまして、今は申し上げかねます。

○帆足委員 核兵器の搬入を許さないといふ旨明をして以上、私の問いに對しては肯定的な答へでお答へになることが至當であつて、私は今条約の文

章について申し上げておるのではないわけでございます。

引き続いて、基地とか演習地とか関稅特權とか各種の補償等について行政協定、これは広範な權能を持つておるものであつて、一錢一厘の税関の税率ですら国会にかかると、前にはこゝういふ占領政策のどさくさまぎれに、行政協定のことには国会に何ら審議されることなく済みました。私はまことに遺憾なことであると思つております。かかる協定は、事前に国会の審議あるいは承認あるいは批准を要すると思ひますが、外務大臣はこゝういふお考えでしょうか。

○藤山國務大臣 本条約ができました、それに伴つて行政協定の問題は考へて参る問題だと存じております。行政協定は、いろいろ現行のままではいかどるかといふ問題については、再検討をいたして参らなければならぬわけでありま。行政事務上の問題については、必ずしも国会にかけなくとも、条約上委任されている範囲内ならば適當だと、こゝう考へております。

○帆足委員 この問題についての外務大臣のお答へは、私どもの満足というわけに参りません。しかし同時に、われわれも行政協定の内容について検討いたしましたして、そして国会の承認を得ることにしてもらいたいと思ひます。また交渉の過程におきましても、事前に国会の審議を十分に尽さしていただくといふことを強く要望します。

最後に、条約の期限について、期限をつけることには、必ず常識として賛成であるといふことを承わりましたが、条約の廢棄について、従来手続がありませんでしたが、米華条約

においてすら一カ年の予告をもつて廃棄し得るようになっておりますが、国際情勢の変転激しい今日でありますから、当然その最短期間の予告をもつて廃棄し、また改正し得る道が開かれておることが当然のことである、米華条約ですらそうなっておりますから、これにつきまして外務大臣のお心組みを承わりたい。

○藤山國務大臣 期限が過ぎますという事は、廃棄事項がつくという事ではないかと存じております。

○帆足委員 今日日本の自衛という事と、安全保障ということについては、さつき菊池君も、二十万や三十万の自衛隊を作つても何にもならぬ、自分は原爆水爆に興味を持っておるといふ。すべての国が原爆水爆に興味を持っておれば、結局最高の趣味である平和という趣味、それはアウフヘーベンされるを得ないということになるだろうと思つて。従つて、敗戦のあとを受けた日本が生きてゐる道は、国際連合の強化、世界平和への道を諸兄とともに探し求める以外にないと思つて、身近な問題としては、AA会議が最近強化されつつあるという事は、私は注目すべき現象であると思つて、レバノン問題に大きな役割を演じた藤山さんは、アジア善隣外交を唱えますが、AA会議の強化ということに対して、期待と興味をお持ちになつておられるか伺いたい。

○藤山國務大臣 御承知のように、バンドンにおきまして第一回のAA会議が開かれましたが、その後AAグループの主のいろいろな事情のために、第二回のAAグループの会議というものは開かれておりません。私どもは、こ

うした会議が開かれることは、中近東を大きく含めてのアジアの問題を扱いますのに必要ではないかと考えております。

○帆足委員 アジアのことはアジアで決定せよという言葉の中には、多くの真理があるだけでなくて、今日平和を守る世界の世論の中において、私は重要なサセズチオンをわれわれに供するものであると思つて。政府は三大外交原則を唱えておられて、その中の一つにアジア善隣外交ということをおつておられますが、これはたびたびわれらの同僚がお尋ねしたことで、アジア善隣外交と外務大臣が言われるところのものは、対米協調に從属する概念であるか、それとも対米協調と対等の比重においてお考えになつておるのであるか、これを一つお尋ねしたいと思つて。

○藤山國務大臣 われわれは日本の隣邦諸国とできるだけ親しくし、仲よくして行くことが外交の本則でありまして、それが何か対米協調と從属であるか、あるいは対等であるかといふようなことを論ずる必要はないのではないかと存じております。

○櫻内委員長 帆足君、大体時間が参りましたから、お取りまとめ願います。

○帆足委員 それならば、先日もお尋ねしたのですけれども、中国の国際連合加盟について、アジア二十九カ国のうち、中国の国際連合加盟に対しては二十カ国が賛成して居るのです。わずかに九カ国だけが反対して、その中にはヨルダンとかレバノンとか、タイとかフィリピンとかいろいろある、だれが見てもアメリカの風潮というふうな国が入つて居る。それを合せて、日本を

除けば、反対はわずか五カ国、賛成は二十カ国、こういうことであるのに、日本政府は中国の困連加盟に反対の投票をした。あのときに私も賛成は、もちろん賛成の立場をしますけれども、保守政の立場として賛成ができれば、国民の声をなかつたか。数が何よりも如実に示しておられますが、なぜ藤山外相は賛成されなかつたか。賛成しないで反対の九カ国の中に入つて、そして一体アジア・アラブ諸国と協調の美が上つたといえるでしょうか。しかもその九カ国が内容的に見て優等生ならともかく、これはもう大体棺おけの中に足を入れて居る国が多い。残つた二十カ国の中には隆々たるアジアの新興国が多い。どうして二十カ国との協調——それに賛成しないまでも棄権するという程度のことか、結局アジア善隣外交といつても、これは口で言うだけであつて、アメリカ從属外交である。これはインドの新聞の世論でも、そり書いてあります。エジプトの新聞でも、そり書いてあります。周知のことです——と言われるゆゑんであるうと思つて、一つ外務大臣はこの点を再検討していただきたいと思つて、これに対する御所見を伺いたいと思つて。

○藤山國務大臣 同じアジアの中の問題につきましても、それぞれの歴史的不なるいろいろな立場もござります。従つてAAグループの中の国でも、その間に紛争もあることなのであります。AAグループの中に全部の紛争がないとは言えないのであります。従つてわれわれとしては、現在までの

いろいろな歴史的環境から見まして、今日必ずしもまだ賛成をいたしかねるというので、反対の投票をいたしたわけでありませう。

○帆足委員 時間がありませんから、また次会に引き続いて私は質問をいたして、また社会党もこの問題に党をあげて外務大臣に質問し、要望して、国民の意あるところをくみ取つていただきたいと思つて、今日の質問で私はまことに満足であると思つた点、アメリカの防衛義務と稱するものが論議されておるが、その内容について私は外務大臣からつまびらかに聞くことができなかった。それから第二に、一番重要なところの共同防衛の発動の条件とその地域について明確な御答弁、すなわちこまかなことでもなくも原則的な御答弁が何れなかつた。あるいはまた核兵器は搬入しないと申しながら、核兵器を搬入したところの潜水艦または航空母艦が寄港するといふような問題についてどういふお考えであるかということについて、納得のいく御答弁が何れなかつた。ただ一つ私が満足したしておりましたことは、核兵器の搬入は許さないということと、それから沖繩問題に對しまして、とにかく今日は主権が行われていない。自衛権といふと、それは左藤防衛庁長官の言つたように、抽象的自衛権である。従つて行政権もなければ憲法も施行されていないところに対して防衛といふは、それは抽象的な防衛といふことになるという左藤長官の言明と別に矛盾されたことは言われなかつたので、私は沖繩の問題について新聞報道といふものはまだ憶測にすぎないといふことがわかりました。

で、政府を督促して、そして沖繩問題に連関して日本本土が全部沖繩の状況に巻き込まれることのないように注意を促したいと思つて。これに對して私は満足だと申しましたことにお考えであるか、伺いたい。

○藤山國務大臣 現在条約の交渉を目前に控えております私といたしましては、必ずしも皆さん方の全部完全に御満足のいくような答弁ができないことは、やむを得ないことと御了承願ひいたします。

○帆足委員 いろいろ私の申し上げたことについて、御答弁は満足でありませうけれども、時間の制約もありまして、また他の同僚議員と相はかりまして逐次問題を明らかにして、この問題はわれわれの気持としては、日本社会党は日本の社会党、日本の勤労者の党ですから、ある意味では党派的感情を越えて、日本の祖国の平和のために、原水爆の時代、神の摂理の前に立つていられるともいふべきこのけわしい時代において、日本の安全をどうして保つかという熱意を持つて今後とも外務大臣に迫り、国民の要望を伝え、少しもよい方向に問題を展開したいと思つておりますから、外務大臣も一つ今後ともわが社会党の言に對しては、今大体二大政の時代ですから、野党の意見をやはり聞いていただきたいと思つて。時間関係もありませうので、これで終ります。

○櫻内委員長 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結に

ついで承認を求めるとの件、原子力の非軍事的利用に關する協力のための日本國政府とアメリカ合衆國政府との間の協定の締結について承認を求めるとの件、原子力の非軍事的利用に關する協力のための日本國政府とアメリカ合衆國政府との間の協定の締結を改正する議定書の締結について承認を求めるとの件、以上三件を一括して議題に供します。質疑の通告がありますので、これを許します。松本七郎君。

○松本(七)委員 外務大臣の御答弁を先に求めたいのですけれども、やはり順序がありますから、最初に、日英間の協定で購入されることに予定されている動力用原子炉がコールドホール型炉であると言われておるのでございませうけれども、このコールドホール型炉については、科学者の間ではこの炉の経済性あるいは安全性について相當の疑問を抱いている向きもあるように聞いておるのでございませうが、そういう点に一体懸念は完全になくなったのかどうか。政府が特にこの炉を選定した理由がまだ十分われわれには説明されておられませんので、まずこの点の説明からお願したいと思ひます。

○三木國務大臣 現在世界において、すでにイギリスにおいても、あるいはまたイタリアなどにおいても、コールドホール型の発電用の原子炉というものが実用化されておる炉としては一番進んでおる。そういう点で、日本の原子力開発というものはエネルギーの現状からして必要である、そういう場合に、世界全体の原子力の開発が進んでからという考えもあるでしょうが、どうしても日本が将来原子力発電を開発していかなければならぬとす

るならば、この機会にやはり日本も原子炉を輸入した方がいいということ、コールドホール型の原子炉を輸入しようということ、御承知のように見積書も出まして、三つのイギリスのグループの見積書も出て検討をおる途中であります。もちろんこれは安全性、経済性というのに対しては十分の検討をしなければならぬ。この点についてはいろいろ説明も行われてはおりますけれども、何分にもこれは最初のことではあります。そういうことで、科学者あるいは一般国民の疑問にこたえなければならぬ。現在、原子力委員会の安全審査専門部会、こういうところで検討を加えておるので、この結論が出なければ、必ずしも当初の日程表によつて私はこれを決定はしないつもりであります。十分に安全性、経済性というのに対しての解明ができた後において、この問題に対する最後の決定を行いたい、こう考えております。

○松本(七)委員 特にこの安全性については、本年度のジュネーブにおける第二回の平和利用会議以来、コールドホール発電炉についても大きな疑問が持たれてきたように私も大きな疑問が持たれてきたように私も聞いておりますが、この点はいかがでしようか。

○三木國務大臣 ジュネーブ会議以来特にというものはありません。やはり安全性の問題で、プラスの温度係数の問題は、ジュネーブ会議以前から議論があつたと思ひます。これに対しては、その場合に制御できるということもいわれておりますので、特にジュネーブ会議によつてこの問題の疑問が深まったとは考えていないのです。このプラスの温度係数については、日本に

おいて十分にこの疑問は解明をして、しかる後にこれはきめたい、こう考えております。

○松本(七)委員 そうすると、以前からコールドホール型の安全性というのに疑問があつたとすれば、なぜ急いでこのコールドホールを一応の目標に選定したのかという点がはつきりしなくなるのですが、いかがでしよう。

○三木國務大臣 この安全性というものは、プラスの温度係数を持つのだが、それは安全性に關連を持つのだが、そういう温度の上昇の場合があると考えられる。その場合にはそれを制御できるのだというところで、それが新しくプラスの温度係数というものがジュネーブ会議によつて問題として抽出されて、そして安全性が議論になつたというのではなくして、そういう一つの事態というものはやはりコールドホールの場合に考えられておつた。しかもそれは安全に影響があるというふうなものではなくして、そういうものが起つた場合にはこれを制御する方法があるのだというところで、コールドホール型というのに対して検討する場合に、その問題も検討されたわけでありませう。それを具体的に、今後向うのいろいろな設計書も出てくるわけでありませうから、それについてこれを具体的に検討しようということなんで、そういうことはあり得るのだけれども、それは制御できるのだという前提に立つておつたので、安全性というものが非常に疑念に包まれておるといふことは言えないのであります。

その進んでおるイギリスには、コールドホール型以外に何か適當な炉はないのですか。

○佐々木政府委員 技術的な御質問でありますから私からお答え申し上げます。英國ではたゞいま設計中あるいは建設中のものはすべてコールドホール型の改良型と申しまして、全然コールドホールと同形のものではないのでありますけれども、天然ウランあるいは黒鉛、ガス冷却という形態を改善いたしました炉で建設を進めております。

○松本(七)委員 このイギリスのコールドホール発電炉というのは、元來は軍事的用のプルトニウムの生産に重点が置かれておつたのであつて、発電はその副産物のようなものであると私は聞いておりますが、この点はいきさつからいつてどうなんでしょうか。

○松本(七)委員 そのコールドホール型が、元來は軍事的用のプルトニウム生産が主だつたということになると、その改良型の経済性なり安全性がはつきり証明されてくれば、実用の段階に入つたところまでくれば、これは今佐々木さんのおつしやるようなことで理解できると思ひます。問題はそこにあると思ひます。もちろんプルトニウム生産が主であれば、それは日本がわざわざイギリスから高い金を払つてプルトニウムをこつちで生産してやるというふうなことになるのですから、それだけでは私どもは納得できないけれども、その言われるところの改良型が、しからは商業的に成り立つ段階まできているかどうかということ、今度の問題の焦点になつてくると思ひます。ところがこの点については現在はまだ探求の時期じやないか。ほんとうに商業的に使用することのできる原子炉というものはまだないのではないかというところが、いろいろな科学者の説明から、私どもは疑いを持つわけなん

○佐々木政府委員 若干補足させていただきます。コールドホール型は、いま作つて運転しておりますのは、これはお話のようにプルトニウムを取り出すのが主でありまして、発電は従であります。従いまして、燃料は、全部燃料の燃え切らない間に取り出す、あ

るいは経済性はそれほど考えていないというふうな特徴がございますが、その後改良型と申しますのは、もつぱら経済性なりあるいは安全性なりあるいは燃料を途中で取り出す際に自動的に交換するよりの発電の改良型として設計したものであります。決してプルトニウムを取るが主目的だということではございません。従いまして、このよりのコールドホール型の際には、プルトニウムを取るが主でありませうけれども、今度の改良型はもつぱら発電を主目的にしたものというふうな御理解いただきたいと思ひます。

です。科学者の中には、この動力発電炉というものは、まだ商業的に採算のとれる事象ではなくて、むしろ基礎理論を深めるべきときだということをおっしゃる。御承知の通りだと思えます。その点に踏み切らなくてもいいじゃないかと、この結論が出てくるわけですから、その点の説明をもう少ししていただきたい。というのは、ジュネーブ会議に出られた東大の海沢助教授ですか、この方の言にも、いわんや原子動力利用の安全性や採算性については見通しのつかない現状にある、こういうことを指摘されているわけですね。これはジュネーブ会議に行ってみてそれがわかつたんだ、こう言っておられるわけですか。ですから、先ほどジュネーブ会議以来特にその経済性や安全性について多くの人が疑いが持たれたのではないかと、御質問を大臣にしたのも、私、そういう意見が学者の間にあるからです。この助教の言葉の中には、こういうジュネーブ会議の様子を見てみると、結論的には原子動力利用の科学技術が、国際的に見た場合に、まだ実用の段階ではない。むしろ、研究段階にあるという日本の基礎物理学者の発言が正しかったということも述べられておられるのです。こういう点から、ジュネーブ会議後の世界の現段階が、日本の政府が今言ふように、どうしてもすみやかに動力炉を入れたという考え方と少しギャップがあるのじゃないかという気がするのですが、この点をもっと少し詳細に御説明を願います。

○佐々木政府委員 それでは、原子力

発電炉の経済性の問題に關しまして少御説明申し上げたいと思えます。まず英国炉の問題でございましてけれども、ただいま英国の発電炉の開発状況はどうかと申しますと、十九年で六百万キロワットの計画であります。このたびスコットランドの近くに作り出す六十五万キロの予定を、もう建設に入っております。約三百万キロは、すでに設計を終え、建設に着手してございまして、もしこれが採算上等に非常に疑点があるものでありますれば、いかなる国といえどもあれほど膨大な建設というものは行わないだろうという感じが一つするのであります。

一方、欧州ではどうかと申しますと、やはりイタリアでは英国炉を一本、日本で買いたいと思つておる。正式に調印を終えまして、英国から購入することにいたしておられます。一方、フランスでは前から英国と同じ形式のものを、先月でございまして、これも発電炉に踏み切りまして、たゞいま建設中でございます。

そういうような状況でありまして、その後日本では、先ほど大臣からお話がありましたように、英国の三つのグループからテンダーをとりまして、たゞいま検討中でございますが、その検討の段階においては、実はコストの面は最後に比べることにいたしました。まだ検討いたしておりません。もつぱら技術的な検討に主力を注いで目下検討中でありまして、しかししたたいままでの検討の情勢を聞きまして、少くとも今まで考えておりました建設コストを上回るとかいうような要素と

いうものはまだ出ておらぬ、むしろ下回るような可能性が非常に出ています。今までは大体キロワット当り四円七十銭ぐらいの見当でございまして、日本の新鋭火力等から見ますと若干高まっておりますけれども、しかし将来これが完成されて一完成するのは五年先でございます。次第にこの方は安くなる可能性の方が非常に強まるといふので、たゞいまの段階では若干高くても将来は非常に有望なものじゃないかと、さういふふうに考えておるのでございます。

○松本(七)委員 さつき三木さんのお話では、またこれを買いこむにきめたわけでは、もつと経済性、安全性を十分検討した結果きめるといふようなお話でしたが、その点はさう理解していいでしょうか。

○三木国務大臣 それは最後の決定はまだいたしておらない。見積りをとつてその安全性、経済性に対して検討を加えて、われわれが納得がいかならば最後の決定をする、そういうことでありまして。

○松本(七)委員 そうなると、ジュネーブ会議のペラン議長も、やはりその点で、後進諸国が原子力開発をあまりあせり過ぎておられるという点に警戒を成めている。それで世界全体の様子を見てみると、今イタリアやフランスのお話を引例されたようでしたけれども、大体理想的な炉型というものは、まだ研究模索の時代じゃないか。さうであればこそイギリスも炉型については次々に改良をやつていつておられるわけなんです。改良型は、それは本来の

ものであるには違いないにしても、まだ改良の幅というものは相当広いんじゃないか。さういふときに、今ここで協定を結ばなければならぬその積極的な理由といふものが、改良がこんなに次々に行われなければならない、なぜか急がなければならぬかということが、どうしてか納得できないわけなんです。

○三木国務大臣 先刻も申しましたごとく、やはり日本のエネルギー資源、この将来を考慮して、いろいろ国によつては事情が違つておりました。が、日本の場合はどうしても原子力発電といふものの依存性が、長期にエネルギー資源を考えたときには多い。さうなつた場合には、それは松本君の言われるように、これを何年か待たせれば改良されることもあるでしょうけれども、しかしこのコールドホール改良型といふものが実用期に入つた、もう試験でなくして大々的にやり始めたのでありますから、現在の場合においては、日本がどうしても将来さういふことであるとすれば、できるだけ早く原子力の開発ということに取つかつて、その間日本がそれを中心としていろいろ学ぶべきものもあるでしょう、さういふことが日本の国の利益から考えてみて好ましいんじゃないか、じつと待つておつて、さうして一番いいものが出たというときよりは、まあ改良はされるにしても、現在世界的に実用期に入つておられるコールドホール改良型の原子炉を今入れることが、長い将来から考えて国の利益である、さういふ判断の上に政府は立つたわけでありまして。

○松本(七)委員 科学者の意見では、さういふ状態のときに、基礎的な研究をもつと充実すべきだということを非常に強調しておられるわけですか。だから、基礎的な研究がおろそかにされながら動力炉ばかりに熱を上げるといふことは、科学者が戒めているところだろうと思うのですが、その点は、政府の基本的な方針はどうなんですか。

○三木国務大臣 これは、御承知のように、原子力研究所を中心にして研究を進めておられるわけでありまして。しかし今言つたように、やはりコールドホールが初めての動力炉でありますから、これは試験研究の域からどんどん進んでいくわけでありまして、その動力炉の開発を通じて学ばべきものもあるでしょう。しかし相当立ちおくれである日本の場合としては、もう全部基礎的な研究が終つて、実用まで入る、一応さういふ段階を終えていくことも一つの考え方でしょう。さういふ意味において、松本君のような考え方もあると思つておられますが、やはりどうせ日本は開発しなければならぬとするならば、さういふ動力炉の開発を通じていろいろの研究も補つていくということの方がよろしいという判断であります。

○松本(七)委員 その点はジュネーブ会議に出席した人々が実感として述べておられる点にもそれがあつたのです。日本の立場は、ジュネーブ会議に出てみればはるかに弱かつた。それはなぜかといふと、原子力の輸入のことばかりに頼んでおられるに比較して、外国ではどちらかというと、やはり原子炉自体の基礎的な研究ということに非常に力を入れておられる。だからその研究を基礎

にしなから動力炉をどこから入れるか
という点が並行して考えられてい
る。日本の場合は、その肝心な点に努
力が足りないために、基礎研究でだん
だんだん外国との開きが広がる
のではないかと、この点を、ジュネー
ヴ会議に出た人が心配しているわけ
です。だから動力炉を入れることに関心
を持つこと、そのことは、これもまた
けつこうなことだと思われども、し
かし今御指摘のような意味で、基礎的
な研究というものがそれに並行して充
実させられるという点がやはり一そり
大事ではないか、この点についてどれ
だけ積極的な施策を今後されようとし
ているかという点を少し御説明願ひ
たい。

○三木国務大臣 お話の通りでありま
して、今後やはり基礎的な研究とい
うものはおろそかにできない。立ちお
れておられますが、実用炉と並行して
やるよりほかにないわけでありませ
ん。それは原子力研究所を中心として、あ
るいはまた民間の大学等においても、
小型の原子炉の設置の申請も出てお
ります。こういうものを通じて基礎的な
研究というものが今後特に力を入れ
ていきたいと思っております。また日
英の協定などを通じて、情報も共同
研究また訓練という条項も入ってお
る。やはり基礎的な研究というもの
にも力を入れていくという必要からそ
ういふ協定も結んだような次第もある
わけですが、お話のように基礎的な研究は
おろそかにできない、今後特に力を入
れていく、並行してやっていくとい
う考えであります。

○松本(七)委員 外務大臣の時間の都合
がありますので外務大臣に伺いたい
のは、米国における動力原子炉が商業
上の採算に乗るかどうかという点で
は、まだ全くの未知数状態にあるとい
われておるわけですが、一般にいわれ
ているのは、この部門では英国、ソ連
に比べてアメリカは相当おくら
るのではないかと、それにもかかわらず今
回は米国の間に協定を結ぶことに私
どもは疑いを持たざるを得ない。何か経
済的な意味のほかに、政治的な意味をこ
れに認めて協定を結ぶのか、この点外
務大臣から御説明願ひたいと思ひます。

○藤山国務大臣 今回の原子力協定に
ついては政治的意味は一つもないので
あります。御承知のように、日本は原
子力開発がおくれている、しかも水力
電気もある程度にきていて、石炭
等も燃料に燃やしてしまふよりはやは
り化学原料にして使う方がいい。そ
して日本の乏しい石炭をそのまま原料
にすることがいいものであつて、エネ
ルギーに使うことはいふべきでないとい
うことは各方面の意見になつてきてい
ると思ひます。従ひましてそういう見地
からアメリカにおいてもイギリスにお
いても、それぞれ原子力を平和利用に
するといふ道に進んでおります以上、
いつ、どこの優秀な品物を買つかとい
うことになつて参りますと、事前にや
はり原子力の協定をしておかたが、イ
ギリスから買える場合もあるとい
ふアメリカから買える場合もあるとい
ふような、全くその見地からの国内原
子力行政の御要請でありまして、政治
的な意図は何もございせん。

○松本(七)委員 現在において米国の
英国並びにソ連よりも動力原子炉にお
いてはおくれているという点はお認め
になるのですか。

○藤山国務大臣 ソ連はすでに原子力
発電を——私全然しろうとでありませ
んが、
から間違つておるかも知れませんが、
現在ソ連はすでに原子力発電に着手し
たしておられます。イギリスはコール
ダーホール等のものによつて、た
だいまの説明にもありましたように、原
子力発電をやつておられます。その意味
から言いますと、アメリカは若干お
かれていますといふことは言えるかと思
ひますが、しかしながらアメリカもあ
あいう国でありますから、とんとん研
究して参ります、その面についても
力を入れておることだと私思つてお
ります。従つていろいろ協定を結
結しておきますことが、日本の国内原
子力行政の上で幅があつて、そうして
適当なものを適当に選択する余地があ
るといふことだ、こう考へてお
ります。

○松本(七)委員 一部には米国の発電
炉の海外市場を確保するために、米英
の売り込み競争が非常に今日激しく
なつてきています。そこで米国の市場確
保のために日本に対して強く要求して
きて、米国に対する義理立てからイギ
リスと並んでアメリカとも協定を結ん
だのではないかと、そういう見方が行わ
れているのですが、その点どうなん
でしょう。

○三木国務大臣 アメリカも、外務大
臣のお話になつたあつたあつた国であ
りまして、多少は立ちおくれでも非常
に速度を早めることは今までの例に徴し
ても明らかであります。最近イタリ
イにおいて、イタリイがコールドホール
改型建設にかかつておるといふこと
とは佐々木局長からお話した通りで
すが、もう一つ最近イタリイが国際入
札をした。そして落ちたのはアメリカ
の炉である。そういうことで、アメリ
カも立ちおくれたやうでありましたけ
れども、しかしそつたつた国際入札に
アメリカが落ちるくらいであります
から、やはり非常にその立ちおくれを
取り戻しつた。ことに日米の間に
おいては日本が来年早々には契約をし
たいといふやうな予定を持つておるも
のに濃縮ウランの水冷却型原子炉があ
るわけですが、これは発電の実用炉では
ありませんけれども、動力試験炉とし
てこれを輸入したい、こういう考へ
ありますので、今までの協定でありま
すとこれは研究の段階であります、
動力試験炉といふことになつてくる
と、今までの日米協定ではこの輸入は
できないわけでありませぬ。そういう
点で、日米間においても今何も必要がな
いのにあらかじめいろいろ協定を結ん
でおくといふのでなくして、現実にな
る必要は起つていふのである、こうい
う点を御了承願ひたいのであります。

○松本(七)委員 せつかく国際原子力
機関といふものができたのですから、
こういう動力原子炉の件についても
国際機関をもう少し活用するといふ
うに持つていけないのか、そうすれば
米英に限らずソ連を含めて広く日本が
理想的なものを選択できるという余地
が出てくるのじやないか、この点はど
うでしょう。

○三木国務大臣 国際原子力機関もま
だ実際に動いてない。国際原子力機
構からは原子力の供給を受けるというこ
とには、国際原子力機構といふものがま
だとてもそれだけの整備された状態に
なつてない。ようやく日本から、燃料
を三トンばかり国際原子力機構から供
給を受けたいといふ申し出があつたの
が、おそろしく初めての具体的な国際機
構に対しての申し出であつたと思ふ。
この問題で各国ともいろいろこれから
相談するわけであつて、今国際原子力
機関から発電炉を日本が購入するとい
うほどに機構がまだ動くやうな状態に
なつていないわけだ。将来動き出せ
ばお話のようにいろいろ考へてい
れるのだが、まだそこまで行つてい
ないといふことを申し上げませぬ。

○松本(七)委員 動力炉あるいは資
材、施設、そういうものの購入を、二
国間協定よりもできれば国際原子力機
関を通じてやつた方が好ましいとい
う点はお認めになるのですか。

○三木国務大臣 そういふ考へ方で日
本が三トン申し出たわけでありませぬ。

○松本(七)委員 日本も理事国になつ
ているのだし、そういう点でもつと積
極的に今後活躍していただきたいと思
ひます。

それから外務大臣に伺つておきたい
のは、日英協定に關しては何か協定書
以外に共同コミュニケがあるように
聞いておるのですが、何かありませ
ぬか。

○藤山国務大臣 交渉中の了解事項に
ついての共同コミュニケがございま
す。

○松本(七)委員 委員長、それを資料
で提出していただきたいと思ひます。

○櫻内委員長 承知しました。

○松本(七)委員 それからこれは政府
の原子力協定に限らず、すべて外国の交
渉について言ふことなんですから、
この協定についてでもたとへば阪大
の伏見教授なんかは経過について非常
な不満を述べられている。協定が結ば

れる間自分たち学者にはどうい進行状況なのか全然知らされなかつた、原子力の平和利用において、その平和利用限定の保障を国民が非常に強く求められている場合に、できるだけその国民の意思を反映する機会を作らなければならないか、それにもかかわらず一部の要求で協定調印が急がれたのはなほ遺憾である、こういう意味のことを、伏見教授が述べられておるのですが、もう少しこの原子力平和利用の協定を結ぶに当って、経過の過程においていろいろな学者なりその他の広い層にわたって討議し、審議する機会を与えらるべきじゃなかつたかと思うのですが、この点の扱いについて大臣の御説明を願いたいと思います。

○藤山國務大臣 外交交渉をやりますときにどうも秘密過ぎるじゃないかというたごい御質問だと思つておるわけであり、むろんわれわれはできるだけ外交交渉の内容等も説明いたしまして、そして条約を作りますとき国民の意見もいれていくことは必要だと思つておる。しかしながら何といたしまして外交折衝の場合には相手方のあることでありまして、しかもそうした協定を作る場合には刻々にいろいろな変化もいたしておるわけでありまして、それらのものが誤まつて伝えられますと非常に大きな問題になりますし、また日本が考へておることを一々カードを並べますと相手方に手の内を見すかされるような場合もあるわけでありまして、その辺の緩急は非常にむずかしいわけでありまして、われわれとしてはできるだけ外交折衝に当りまして十分な各方面の意見を尊重しながらやるべきは当然だと思つておるが、今

言つたよりなこと、どちらかというに常に御非難をこらむるような立場に立つておるわけでありまして、今後もそういう問題につきましては十分留意して参りたいと思つておる。○松本(七)委員 その点は条文の審議のときに私はもう少し指摘したいのですが、むしろ先ほどから言つたように、米英ともにやはり世界の市場確保の競争が非常に激しくなるし、今後いよいよ激しくなると思つておる。一方、免責事項などを日本に有利に展開させる余地は、そういう競争が激しくなればなるほど私はあると思つておる。そういう場合に日本の学者なりあるいはその他の各層で心配しておるようなことを十分審議して、その交渉過程にある程度明らかにしていただきながらこれを論議すれば、むしろ私は米英に対する交渉は有利に展開できたのじゃないかと思われぬ点もあるのです。ですから特

にこの原子力協定に関する限りは今の御説明では納得できませんけれども、これはいづれ条文の審議に入つてなお御質問したいと思つておる。もう一つここで伺つておきたいのは、原子力をほんとうに平和的利用にだけ限定しようというならば、まず第一に、現在原子兵器を持つておる国々がこの危険な兵器を廃棄するといふことが、やはり大前提でなければならぬと思つておる。ところが原子兵器を持つておる国々が、全然持つていない日本の原子力の平和利用について、平和利用に限るべきだ、しかもその査察さえもアメリカ側が行うというよう

ののだといふことは、日本みずからが査察すればいいのだといふ点と、それから原子兵器を持つておる国がこれを撤廃するといふことが、世界の原子力の平和利用の大前提であるという点を、アメリカにどの程度強調されたのか、この点は非常に私どもの関心の深い点です、あらためて大臣の御説明を願つておきたい。

○藤山國務大臣 原子兵器を使うといふことが、日本国民として国民感情からも好ましくないといふ点につきましては、たびたびの機会に申し出ておるのであります、一般軍備等を通じてこの問題、核兵器の生産、保有、使用といふものに対して全面的に将来禁止されることを、昨年の国連に対するわれわれの決議案にも述べたわけでありまして、この点はつきりわれわれとしても態度を示しております。なお査察の問題等につきましては、国際原子力機構等にもいろいろ条項があるのであります。従つて日本にだけいろいろ条項を押しつけたといふわけではなしに、いろいろな国に対してということでありまして、その例をもつてやつたわけ、特に日本に対してといふわけはございません。

○松本(七)委員 ですからブルトニウムを今度軍事的には使用しない、平和的に使用しておるといふ点についての査察は、日本から要求されたかどうかということなんです。ただよその国もやつておるから日本もそうやつたじゃ済まぬ。日本からあらためて、やはり日本が査察する権利は持つておくべきじゃないかという要求は当然出されてしかるべきだと思つておるが、全然出

されなかつたのか、あるいはそのことについての要求は出されて拒絶されたのか、その点……○藤山國務大臣 交渉のことでありまして、その過程においてはわれわれの側の希望も率直に述べておられますし、向う側の話も率直に聞いておるわけでありまして、そういう問題に全然ノータッチというわけではございません。

○松本(七)委員 外務大臣時間がなんですから、一応よしておきましょう。○櫻内委員長 本日はこれにて散会いたします。午後四時三十八分散会